

社会福祉法人奥州市社会福祉協議会
居宅介護支援事業所運営規程

平成18年4月1日 制定

(沿革) 平成21年3月19日第1次一部改正

平成24年3月19日第2次一部改正

平成30年3月1日第3次一部改正

平成30年3月9日第4次一部改正

令和6年2月14日第5次一部改正

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人奥州市社会福祉協議会が開設する奥州市社会福祉協議会居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うにあたっては、利用者が可能なかぎりその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

2 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うにあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な業者から総括的かつ効率的に提供されるよう配慮しなければならない。

3 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うにあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏する事のないよう、公正中立に行なわなければならない。

4 事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、介護保険施設への入所を希望する場合にあつては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

5 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止及び感染症発生・まん延防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 奥州市社会福祉協議会居宅介護支援事業所

(2) 所在地 岩手県奥州市水沢南町5番地12号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 介護支援専門員 1人

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 3人以上

介護支援専門員は、居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時15分までとする。

(居宅介護支援の利用料)

第6条 居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該居宅介護支援が法定代理受領の場合は無料とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1キロメートルにつき37円とする。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所 当事業所相談室、利用者宅又は病院など心身の状況に合わせて対応する。

(2) 課題分析の方法 利用者の居宅を訪問し本人及び家族と面接して身体状況、心理社会的状況、生活環境等に関して課題分析項目を網羅した方式等利用者に適した方式を用いて課題分析を行う。

(3) サービス担当会議の開催場所 基本的には利用者宅とするが、利用者の状況により当事業所相談室、サービス提供機関又は医療機関等とする。

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 原則として1ヶ月に1回以上とする。ただし、必要に応じ訪問する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、奥州市の区域とする。

(虐待の防止)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識、技術の向上に努める。

(2) 個別支援計画の作成等、適切な支援の実施に努める。

(3) 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整備し、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。

(4) 虐待等の発見時には、行政及び関係機関へ通報を行う。

(5) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(6) 前5号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

2 職員は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

(感染症の発生・まん延の防止)

第11条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(身体拘束等の禁止)

第12条 事業所は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。

2 前項の規定による身体拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体拘束等の態様及び目的、身体拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。

3 前各項の規定による身体拘束等を行う場合には、職員等により検討会議等を行う。また、経過観察記録を整備する。

4 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第13条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対しサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けることとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 月以内

(2) 継続研修 年 2 回

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であつた者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、この事業所の運営に関する重要事項は会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 3 月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。